

社会福祉法人三田市社会福祉協議会中央ホームヘルプステーション運営規程

「平成12年1月28日」

「規程第18号」

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三田市社会福祉協議会が開設する中央ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び、三田市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業のうち、指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（以下、「訪問介護サービス」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者等（以下、「訪問介護員等」という。）又は三田市が認める一定の研修を修了した者（以下、「従事者研修修了者」という。）が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定予防訪問事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防訪問事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定

する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 7 指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第3条 指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 三田市社会福祉協議会中央ホームヘルパーステーション
- （2） 所在地 三田市川除675番地（三田市総合福祉保健センター1階）

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者と兼務）

従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護（指定予防訪問事業）の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、自らも指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供にあたるものとする。

- （2） サービス提供責任者 3名以上（常勤職員・障害福祉サービスと兼務）
 - ・ 訪問介護計画（予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整を行うこと。
 - ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - ・ 訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- （3） 訪問介護員 常勤換算2.5名以上（登録型兼務）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画（指定予防訪問事業計画）に基づき、指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日は、月曜日から日曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間は、午前7時から午後10時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事

(指定予防訪問事業の内容)

第8条 指定予防訪問事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位交換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(4) サービス提供区分

- ①介護予防訪問介護費（Ⅰ）・・・1週に1回程度
- ②介護予防訪問介護費（Ⅱ）・・・1週に2回程度
- ③介護予防訪問介護費（Ⅲ）・・・1週に2回を超える場合

（指定訪問介護（指定予防訪問事業）の利用料等）

第9条 指定訪問介護（指定予防訪問事業）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定予防訪問事業を提供した場合の利用料の額は、「三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（以下「算定基準要領」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

3 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から、片道 5 km未満 200円
- (2) 事業所から、片道 5 km以上 ～10 km未満 400円
- (3) 事業所から、片道 10 km以上、5 km毎に 200円加算

4 第7条及び第8条に規定する生活必需品の買い物に要した交通費は、利用者宅を起点終点とした移動について、その実費を徴収する。なお、自動車、自転車等を使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 1回の移動が 5 km未満 90円
- (2) 1回の移動が 10 km未満 180円
- (3) 1回の移動が 15 km未満 270円
- (4) 1回の移動が 15 km以上 360円

5 指定訪問介護の急なキャンセルの場合、予定されていた訪問時間に対し、1時間あたり1500円（1時間未満の端数は1時間に切り上げる）のキャンセル料を請求する。ただし、前日の17時までに連絡があった場合、急な体調不良や天候不良等でサービス提供が出来ないと判断される場合はこの限りでない。

6 第3項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書で説明した上で、支払いに同意する旨の署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 指定訪問介護の実施地域は、三田市全域と神戸市北区の一部（長尾町・道場町・赤松台・上津台・鹿の子台南町・鹿の子台北町）とする。

2 指定予防訪問事業の実施地域は、三田市全域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供中に、利用者の症状に急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録す

るものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）

第 13 条 事業所は、訪問介護サービスの提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際して採った処置について記録する。

- 3 事業所は、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 14 条 提供した指定訪問介護（指定予防訪問事業）に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者でも介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- （2）虐待防止のための指針の整備

- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第 18 条 事業所は、利用者に対して、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

（その他運営に関する留意事項）

第 19 条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1） 採用時研修 採用後 1 か月以内

（2） 継続研修 年 1 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供をさせないものとする。

5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めること、その他の不当な働きかけを行わないものとする。

6 事業所は、適切な指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 7 事業所は、指定訪問介護（指定予防訪問事業）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則（平成１２年４月１日）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

付 則（平成１３年３月３０日）

この改正規程は、平成１３年４月１日から施行する。

付 則（平成１４年１２月１８日）

この改正規程は、平成１４年４月１日から適用する。

付 則（平成１５年８月２２日）

この改正規程は、平成１５年４月１日から適用する。

付 則（平成１６年１２月２２日）

この改正規程は、平成１６年４月１日から適用する。

付 則（平成１７年９月２１日）

この改正規程は、平成１７年４月１日から適用する。

付 則（平成１８年３月３０日）

この改正規程は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則（平成１９年８月２１日）

この改正規程は、平成１９年４月１日から適用する。

付 則（平成２０年５月１５日）

この改正規程は、平成２０年４月１日から適用する。

付 則（平成２１年４月１７日）

この改正規程は、平成２１年４月１日から適用する。

付 則（平成２２年４月２２日）

この改正規程は、平成２２年４月１日から適用する。

付 則（平成２３年４月２０日）

この改正規程は、平成２３年４月１日から適用する。

付 則（平成２４年４月１７日）

この改正規程は、平成２４年４月１日から適用する。

付 則（平成２５年４月１８日）

この改正規程は、平成２５年４月１日から適用する。

付 則（平成２６年４月１８日）

この改正規程は、平成２６年４月１日から適用する。

付 則（平成 27 年 4 月 16 日）

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年 4 月 14 日）

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 29 年 4 月 21 日）

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 4 月 20 日）

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 15 日）

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 2 年 6 月 3 日）

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 4 月 21 日）

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 4 月 20 日）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 4 月 19 日）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 6 年 4 月 18 日）

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 8 年 4 月 22 日）

この改正規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。